

鹿屋市告示第 173 号

鹿屋市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市不妊治療費助成事業実施要綱（令和４年鹿屋市告示第260号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式を次のように改める。

第1号様式 (第6条関係)

鹿屋市長 様

氏 名

電話番号

鹿屋市不妊治療費助成事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請及び請求します。

夫		妻	
(フリガナ) 氏 名	()	()	()
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
上記以外の住所	〒 ※夫と妻の住所が異なる場合のみ記入		
婚 姻 状 況	☐ 法律婚 ☐ 事実婚		
高額療養費の有無	☐ 無 ☐ 有 (金額 円)		
付加給付等の有無	☐ 無 ☐ 有 (金額 円)		
同 意 確 認 欄	☐ 助成要件の審査のため、市の担当者が住民基本台帳の情報及び納税の状況を閲覧することに同意します。また、市が他の自治体に対し申請に係る情報を照会又は提供すること及び医療機関等に対し治療内容等を照会することについて同意します。		
振 込 先	金融機関名	☐ 銀行 ☐ 本店(本所) ☐ 農協 ☐ 支店(支所) ☐ 金庫 ☐ 出張所	
	種 目	☐ 普通 ☐ 当座	口 座 番 号
	口座名義人(カタカナで記入)		
過去の助成実績 (令和4年度以降)	☐ 本市で助成を受けた回数 (回) ☐ 他の市区町村で助成を受けた回数 (市区町村・ 回)		
交付を受けようとする助成金の申請額及び請求額		円	

注2 振込先の口座は、申請者兼請求者名義の口座を記入すること。

(市記載欄)

申請受理年月日	年 月 日	(交付・不交付) 決定年月日	年 月 日
受給者番号		助成決定金額	円

添付書類

- ☐ 1 鹿屋市不妊治療費助成事業受診等証明書（別記第2号様式）
- ☐ 2 不妊治療に要した費用の領収書及び診療明細書
- ☐ 3 法律上の婚姻をしている夫婦であること又は事実婚関係にある夫婦であることを証する書類（世帯全員の続柄が記載された住民票謄本）
※本市に住民登録をしている夫婦で、市の担当者が必要な情報を閲覧することに同意する場合は省略可能
- ☐ 4 市税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等）
※本市に住民登録をしている夫婦で、市の担当者が必要な情報を閲覧することに同意する場合は省略可能
- ☐ 5 助成金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し
- ☐ 6 その他必要に応じ添付するもの
 - 夫婦のどちらかが市外在住の場合
 - ☐ 市外在住の方の住民票謄本
 - ☐ 夫妻の戸籍の全部事項証明書
 - 夫婦が事実婚関係の場合
 - ☐ 事実婚関係に関する申立書（別記第3号様式）
 - ☐ 夫妻の戸籍の全部事項証明書
 - ☐ 生計を同じくしていることを確認できる書類
 - 高額療養費、付加給付等、加入している健康保険から給付がある場合
 - ☐ 当該給付額の確認ができる書類

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式中「関」を削る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。